**大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業**

**大阪府健康づくり支援プラットフォーム**

**構築・運用業務委託仕様書**

平成30年６月

大阪府

目次

【本書の用語について】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

第１　本事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

１　本事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　本事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（１）事業主体

（２）参加団体

（３）参加対象者

（４）本事業のイメージ

（５）スケジュール等

３　本システムの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

（１）参加者本位のシステム

（２）健康コンテンツの提供

（３）PHRサービス

（４）万全なセキュリティ

（５）スマホを所有していない者への配慮

第２　委託業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

１　基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

（１）趣旨

（２）調達方法等

（３）企画提案書

（４）提案を求める項目

２　調達項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

（１）システムの構築等

（２）運営事務局

（３）その他

３　全体スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

４　取組み内容の点検等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

５　本契約終了時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

（１）データの移行

（２）データの消去

第３　委託業務の必要項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

１　システムの構築等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

（１）基本要件

（２）ハードウェア

（３）ソフトウェア

①基本的機能

②資格機能

③ポイント機能

④管理機能

⑤その他の機能

（４）システム要件

２　運営事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

（１）事務局運営

①参加者向け業務

②参加団体向け業務

③報告・その他

（２）ポイント

①ポイントの考え方

②ポイント交換スケジュール

③ポイントの運用

（３）コールセンター

（４）プロモーション

（５）企画協力企業・施設

３　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

（１）研修

（２）テスト実施要件

①テスト計画

②テスト環境

③単体テスト

④結合テスト

⑤総合テスト

⑥本番運用リハーサル

（３）本事業のモデル実施

①実施市町村

②期間

③検証

④ポイント

（４）その他の条件

①成果物の権利

②スケジュールの作成

③個人情報の管理

④再委託の禁止

⑤SLA

⑥府等との連携

⑦契約の変更

**【本書の用語について】**

本書において使用する用語を次のとおり定義する。

|  |  |
| --- | --- |
| **項目** | **内容** |
| 本事業 | 「大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業」をいう。 |
| 委託業務 | 本仕様書に基づき調達を行う「大阪府健康づくり支援プラットフォーム」のシステム構築、運用及び運営事務局業務全般をいう。 |
| 本システム | 本仕様書に基づき調達を行う「大阪府健康づくり支援プラットフォーム」のシステムをいう。 |
| システム用サーバ | 本システムの運用に必要なサーバ及び周辺機器をいう。 |
| 管理者 | 大阪府及び運営事務局をいう。 |
| システム利用者 | 本システムを利用する府内市町村及び医療保険者をいう。 |
| 参加者 | 本システムを利用して健康増進事業に参加する府内市町村在住・在勤者をいう。 |
| 受託者 | 本調達の受託者をいう。 |
| 市町村等 | 府内市町村及び医療保険者をいう。 |
| 国保 | 医療保険者のうち府内43市町村が行う市町村国民健康保険をいう。 |
| 国保連 | 国民健康保険法第83条の規定により設立された、大阪府国民健康保険団体連合会をいう。 |
| スマホ | スマートフォンをいう。 |
| PHR | 参加者本人の健康情報（パーソナルヘルスレコード：体重・血圧・血糖値等のバイタルデータ、歩数等の運動データ等）をいう。 |
| 近距離無線通信技術 | 非接触型ICカードの通信及び機器間相互通信が可能で、「かざす」動作をきっかけにした通信手段。例えばFeliCa（フェリカ）等をいう。 |
| リーダー | 歩数計の歩数情報を読み取る機器をいう。 |
| ポイント | 参加者の歩数、特定健診受診等に対して付与されるポイントをいう。 |
| 特定健診 | 高齢者の医療の確保に関する法律第18条及び20条に定める40歳から74歳までの公的医療保険加入者を対象とした特定健康診査をいう。 |
| 特定保健指導 | 高齢者の医療の確保に関する法律第18条及び24条に定める40歳から74歳までの公的医療保険加入者を対象とした特定保健指導をいう。 |
| 特定健診データ | 特定健診等データ管理システムに準じた特定健診の情報をいう。その内容は別紙1「1 特定健診データ」のとおり。 |
| 特定保健指導データ | 特定健診等データ管理システムに準じた特定保健指導の情報をいう。その内容は別紙1「2 特定保健指導データ」のとおり。 |
| 医療費通知データ | 国保総合システムに準じた医療費通知の情報をいう。その内容は別紙2「1 医療費通知データ」のとおり。 |
| 後発医薬品差額通知データ | 国保総合システムに準じた後発医薬品差額通知の情報をいう。その内容は別紙2「2　後発医薬品差額通知データ」のとおり。 |
| 健診情報等 | 特定健診データ、特定保健指導データ、医療費通知データ、後発医薬品差額通知データをいう。 |
| 健康づくり関連計画等 | 大阪府が策定する「大阪府医療費適正化計画」、「大阪府健康増進計画」、「大阪府食育推進計画」、「大阪府歯科口腔保健計画」、「大阪府がん対策推進計画」、「大阪府国民健康保険運営方針」をいう。 |

**第１　本事業の概要**

**１　本事業の目的**

わが国では、急速に進展する少子高齢化や疾病構造の変化等に伴い、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費に占める割合は約3割となっている。

大阪府においても、一人あたり国民医療費（年齢調整後）が全国6位、とりわけ後期高齢者の一人あたり医療費が4位と他府県に比べ高額となっているなか、今後2025年にかけて後期高齢者数が全国4番目の増加率で増えることが予想されており、医療費はさらに増額することが見込まれている。

また、府民の健康をめぐる状況については、平均寿命や健康寿命、けんしん（健診・がん検診の意）受診率、朝食欠食率、喫煙率、健康への関心など、多くの健康指標は全国低位にある。

このような背景を踏まえ、大阪府では生活習慣病の予防・早期発見・重症化予防など、医療費の増高する高齢期に備え、ライフステージの早い段階からの府民の主体的な健康づくりを推進していくこととしている。その取組みにあたっては、個人・企業等の自発的な行動変容を促すため特定健診等の結果や医療費などのデータ分析による「見える化」を通じて、ターゲットを絞った保健事業など施策の効果的・効率的な展開が不可欠となっている。

本事業については、このような大阪府の現状と課題、取組みの方向性を踏まえ、若者から働く世代、とりわけ健康無関心層や関心があっても実践できていない層を中心として、ICTを活用した個人インセンティブ制度による主体的な健康行動の実践やけんしんの受診促進、健康情報の発信などによるヘルスリテラシーの向上など、府民一人ひとりの生活習慣病予防に向けた主体的な行動変容を誘導し、その継続により府における健康指標の改善につなげることを目的として実施するものである。

さらには、特定健診や医療費データのほか、歩数や日常の健康行動に関するデータも収集し、これらを統合・分析することを可能とするデータ基盤の整備により、今後、市町村や保険者、大学等の研究機関、企業等と連携し、より効果的な保健事業の開発につなげるデータ構築も本事業の成果としている。

以上の目的を達成するため、個人の健康課題の解決と新たな保健事業開発に資するデータ基盤を整備する「大阪府健康づくり支援プラットフォーム」の構築・運用を実施するものである。

**２　本事業の概要**

**（１）事業主体**・・・・大阪府（以下「府」という。）

**（２）参加団体**・・・・本事業に参加する府、府内市町村及び医療保険者

**（３）参加対象者**・・・満18歳以上の府内市町村在住・在勤者

　　　　　　　　　　　※ただし、当面は在住者が対象

**（４）本事業のイメージ**

①本事業の全体像



【①ポイント制度】

歩数や特定健診受診等に対してポイントを付与するインセンティブ制度を活用した

健康づくりを通じて、府民の自主的な健康行動を促進する。

【②健康・医療情報】

健康マイページ（参加者用ポータル）において健診結果や運動・食事など健康づくり

関連情報を提供し、府民一人ひとりの健康意識を高め、健康的な生活習慣を促す。

【③データ分析】

特定健診や歩数などの健康情報データを蓄積・分析し、府民への効果的な健康づくり

や医療費の適正化につなげる。※本委託業務の対象外

②本事業の関係図



③ポイント区分のイメージ

****

**（５）スケジュール等**

契約期間…平成30（2018）年度（契約締結日）から平成33（2021）年度まで

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **平成30年度****（2018年度）** | **平成31年度****（2019年度）** | **平成32年度****（2020年度）** | **平成33年度****（2021年度）** |
| ①スケジュール | システム構築・事務局準備・モデル実施 | システム運用・事務局運営本格実施 |
| ②参加市町村数 | モデル3市町村 | 43市町村 | 43市町村 | 43市町村 |
| ③府民分参加者数 | 20,000人 | 100,000人 | 200,000人 | 300,000人 |
|  | 国保分（内数）※40歳以上 | 10,000人 | 50,000人 | 100,000人 | 150,000人 |
| ④ポイント交換者数※括弧書きはモデル実施分 | － | 7,000人（2,000人） | 15,000人 | 25,000人 |
|  | 国保分（外数）※括弧書きはモデル実施分 | － | 35,000人（10,000人） | 75,000人 | 100,000人 |
| ⑤ポイント交換額※単価（想定） | － | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 |
|  | 国保分（外数）※単価上限額 | － | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 |
| ⑥システム用サーバ | 必要台数 |
| ⑦府用パソコン | 2台 | 2台 | 2台 | 2台 |
| ⑧運営事務局用パソコン | 5台 | 5台 | 5台 | 5台 |
| ⑨システム利用者用パソコン（市区町村） | 5台 | 74台 | 74台 | 74台 |
| ※H30（2018）～H31（2019）で最大74台を想定 |
| ⑩歩数計 | 必要台数（参加者からの購入申込に応じて調達するもの） |
| ⑪歩数計リーダー | 必要台数（提案を踏まえて設置するもの） |

※上表④の交換者数は、

・平成31年度7,000人＝（平成30年度参加者数20,000人（モデル実施分）＋平成31年度の参加者数100,000人×1/2（6か月））×10％（想定当選率）

・平成32年度15,000人＝（平成31年度の参加者数100,000人×1/2（6か月）＋平成32年度の参加者数200,000人×1/2（6か月））×10％（想定当選率）

・平成33年度25,000人＝（平成32年度の参加者数200,000人×1/2（6か月）＋平成33年度の参加者数300,000人×1/2（6か月））×10％（想定当選率）

（国保分）

・平成31年度35,000人＝平成30年度の参加者数10,000人（モデル実施分）＋平成31年度の参加者数50,000人×1/2（6か月）

・平成32年度75,000人＝平成31年度の参加者数50,000人×1/2（6か月）＋平成32年度の参加者数100,000人×1/2（6か月）

・平成33年度100,000人＝平成32年度の参加者数100,000人×1/2（6か月）＋平成33年度の新規参加者数50,000人

※効果が見込まれる場合は、必ずしも上表④のポイント交換者数（国保分除く）にとらわれない。

※上表⑦～⑨の調達予定数は見込みであるため、増減する可能性がある。

※効果が見込まれる場合は、必ずしも上表⑦～⑨の調達予定数にとらわれない。

※上表⑥～⑨及び⑪の調達には、設置工事、回線、保守及びセキュリティ対策を含む。

**３　本システムの基本的な考え方**

**（１）参加者本位のシステム**

原則として、参加者がスマホを活用して健康づくりに取り組むことを前提として、24時間365日利用可能であること。ヘルプ機能やナビゲーション機能を充実させ、高い操作性を備えた、参加者が利用しやすいシステムであること。

**（２）健康コンテンツの提供**

府や市町村等が、専用WEBサイト及び専用アプリから、運動、食事・栄養、休息などの健康的な生活習慣や、特定健診・がん検診などの健康管理に関する多彩な健康コンテンツを参加者に提供できるシステムであること。

**（３）PHRサービス**

ICTを活用して、参加者のポータル画面から参加者本人の健康情報を閲覧することができるPHRサービスを備えたシステムであること。

**（４）万全なセキュリティ**

不正アクセスや関係者の持ち出し等による情報の漏えいを未然に防止する措置が執られたシステムであること。また、個人情報データについては、万全なセキュリティ対策が施された事務局のサーバでのみ保存するシステムであること。

### **（５）スマホを所有していない者への配慮**

スマホを所有していない本事業の参加対象者が、本事業に参加できるよう、求めに応じて歩数計を提供するとともに、提供した歩数計の歩数データを取り込めるシステムであること。

**第２　委託業務の内容**

**１　基本的事項**

**（１）趣旨**

府では、健康寿命延伸に向けて、第3期大阪府健康増進計画など健康づくり関連計画等を策定し、健康寿命延伸プロジェクトなど関連施策を実施していくこととしている。本事業では、特に、若者から働く世代の健康づくりに対する関心が低い層に対して、ICTやインセンティブ等による工夫を凝らした働きかけを行うことにより、府民が楽しみながら自主的に健康づくりに取り組むことができる仕組みを構築し、特定健診・がん検診の受診率向上、健康状態の改善、医療費の適正化や市町村の取組みを支援することを目的としている。これらの趣旨に沿って、多くの府民を惹き付ける魅力的な仕掛けにより、目標参加者数の確保とともに、府民の行動変容を図り、健康状況など健康指標の改善を促すことができる、効果的・効率的な企画の提案を募集するものである。

**（２）調達方法等**

本事業の基幹システムの構築・運用及び運営事務局業務全般を委託発注することとし、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、安価で、より効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式によりサービス提供事業者を選定し、一括請負契約の方法により調達（以下「本調達」という。）する。

本調達に要する費用は、計2,080,000,000円（うちポイント原資分771,000,000円）以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、参加者数により変動するポイント原資及びポイント交換費用については実績に応じて支払うこととする（ただし、下表の各ポイント原資額を上限とする）。

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **平成30年度****（2018年度）** | **平成31年度****（2019年度）** | **平成32年度****（2020年度）** | **平成33年度****（2021年度）** |
| 委託料上限額 | 287,330 | 543,410 | 566,160 | 683,100 |
|  | うち府民分ポイント原資（内数） | （－） | （21,000） | （45,000） | （75,000） |
|  | うち国保分ポイント原資（内数） | （－） | （105,000） | （225,000） | （300,000） |

**（３）企画提案書**

本委託業務では、ICTを活用してPHRサービスを提供するとともに、参加者の健康データの蓄積や、ポイントに変換するシステムを構築・運用し、またその運用に係る事務局の運営を委託するものである。原則として事業者の特長を生かした自由提案とし、提案を求める項目は「（４）提案を求める項目」のとおりである。なお、「第３　委託業務の必要項目」に記載する内容については、最低限盛込むこと。

**（４）提案を求める項目**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| 健康づくりの推進 | ■参加者が健康づくりを実践する上で効果的と考えられる取組内容やポイント対象項目を提案すること。なお、提案にあたっては効果も示すこと。・府民分について、府民の参加を促す上で効果的と考えられる取組内容やポイント対象項目を提案すること。なお、ポイント対象項目は「第3　委託業務の必要項目」に記載している項目と合わせて、合計10～15項目程度を想定している。・国保分について、国保被保険者の参加及び特定健診の受診を促す上で効果的と考えられる取組内容やポイント対象項目を提案すること。なお、ポイント対象項目は「第3　委託業務の必要項目」に記載している項目と合わせて、合計5項目程度を想定している。■市町村等の独自ポイント機能を追加する場合の、効果的・効率的と考えられる本システムのカスタマイズの方法及び費用について提案すること。 |
| 専用アプリ・専用WEBサイトの構築・運営 | ■府民がいつでもどこでも楽しく気軽に参加でき、かつ、参加者が継続して利用するようなアプリを提案すること。■他の既存アプリとの連携ができるようにアプリに拡張性を持たせる方法・仕組みを提案すること。■参加者用ポータル（健康マイページ）機能が充実しており、文字が大きく操作性が高いなど、参加者が利用しやすい方法・仕組みを提案すること。■同時に大量のアクセスがあった場合でも通信環境が安定しているなど、参加者が不便を感じることのない方法・仕組みを提案すること。 |
| 多くの参加者が集まる仕組み | ■申込みについて、簡単な手続きでわかりやすい方法・仕組みを提案すること。■ポイント対象項目については、とりわけ40歳から65歳までの働く世代の参加意欲をかき立てる基準（目標）を提案すること。■項目をクリアした参加者でも、さらに継続して参加したいと思えるような方法・仕組みについて提案すること。■車イス利用者など、歩行困難な方なども楽しんで参加できる方法・仕組みを提案すること。■企画協力企業・施設等との連携による協賛品への交換など、参加意欲を高める方法・仕組みを提案すること。■歩数計の購入費用は参加者負担になるため、低価格で提供できること。■リーダーについては、設置個所が多くあるなど、参加者が不便を感じることなく、歩数データをアップロードできるよう、リーダーを府内に必要数設置すること。　（参考）よこはまウォーキングポイントにおいて、市内に設置しているリーダー数：約1,000台　※横浜市よこはまウォーキングポイント　URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kenkopoint/>　　　（横浜市への直接の問合わせはご遠慮ください。）■市町村の国保事業と連携した取組みを提案すること。 |
| プロモーション | ■既成の行政のプロモーションイメージにとらわれず、自由な発想で、若者や働く世代の関心を高め、参加者の主体的な行動変容を促すよう、事業期間を通したコミュニケーションデザインを提案すること。■とりわけ40歳から65歳までの働く世代へ効果的にPRする方法についても提案すること。 |
| 特典の内容及び確保・提供の工夫 | ■事業者が持つ資源やノウハウ、ネットワークなどを活用した、本事業において効果的・効率的と考えられる特典の内容並びにその単価、確保、提供頻度（抽選回数）及び方法を提案すること。 |
| トータルコストの圧縮 | ■本事業の目的を踏まえた上で、事業の効果的・効率的な実施を妨げない範囲で、合理的なコストの低減方策を提案すること。 |
| 府・市町村等の事務 | ■本事業を行うにあたり、府や市町村等の事務が過大にならない方法・仕組みを提案すること。 |
| 情報管理 | ■本事業における情報管理について、より安全性の高い方法・仕組み及び体制を提案すること。 |
| 事業の継続性 | ■複数年にわたり、事業が継続できる方法・仕組みを提案すること。■契約期間後も事業を行う場合に、円滑に実施でき、かつコストが過大にならない方法・仕組みを提案すること。 |
| SLA | ■本事業の実施にあたり、必要と考えられる、SLAの項目、内容、サービスレベルのモニタリング実施方法及びサービスレベル基準値を満たすことができなかった場合の対応方法について提案すること。 |
| ビッグデータの活用 | ■本事業の実施中又は実施後に得たデータを、新たな保健事業等に活用できる方法・仕組みを提案すること。 |
| その他 | ■上記以外にも、本事業を実施するにあたり有効と認められる項目について、事業者の特長を生かした提案をおこなうこと。 |

**２　調達項目**

本委託業務における調達項目は以下のとおりとする。詳細は「第３　委託業務の必要項目」を参照

**（１）システムの構築等**

①　基本要件

②　ハードウェア

③　ソフトウェア

　・基本的機能

・資格機能

・ポイント機能

・管理機能

・その他の機能

④　システム要件

1. **運営事務局**

①　事務局運営

・参加者向け業務

・参加団体向け業務

・報告・その他

②　ポイント

・ポイントの考え方

・ポイント交換スケジュール

・ポイントの運用

③　コールセンター

④　プロモーション

⑤　企画協力企業・施設

1. **その他**

①　研修

②　テスト実施要件

・テスト計画

・テスト環境

・単体テスト

・結合テスト

・総合テスト

・本番運用リハーサル

③　本事業のモデル実施

　・実施市町村

・期間

・検証

・ポイント

④　その他の条件

・成果物の権利

・スケジュールの作成

・個人情報の管理

・再委託の禁止

・SLA

・府等との連携

・契約の変更

**３　全体スケジュール**

本サービスの導入から本格運用開始に至るまでの基本スケジュールを以下に示す。

受託者は、下表に基づき平成30（2018）年度から平成33（2021）年度に発生する本件業務の詳細なスケジュールを作成の上、サービス仕様書に記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| **時　期** | **内　容** |
| 平成30（2018）年8月頃（契約締結後） | ・プロジェクト計画書、サービス・システム仕様書等の提出・システム構築等業務開始 |
| 平成30（2018）年8月～平成30（2018）年12月 | ・システム用サーバの構築・機器の調達（歩数計・リーダー・パソコン）・スマホ専用アプリ、専用WEBサイトの構築・運営事務局の設置（企画運営、参加申込受付、データ管理、ポイント管理交換、コールセンターなど）・プロモーションの企画・実施（参加者募集、チラシ・ポスターなど）・企画協力企業・施設の開拓・市町村等支援ツールの作成・府・市町村職員向け研修の実施・モデル実施市町村との調整（説明会、参加者募集など）・テスト・リハーサルの実施（システム、事務局運営など） |
| 平成31（2019）年1月～平成31（2019）年9月 | ・モデル実施・効果検証・システムの保守・運用・事務局運営（企画運営、参加申込受付、データ管理、ポイント管理・交換、コールセンター、プロモーションなど）・本格実施の準備（市町村調整・説明会、参加者募集、テスト・リハーサルなど） |
| 平成31（2019）年10月～平成34（2022）年3月 | ・本格実施・システムの保守・運用・事務局運営（企画運営、参加申込受付、データ管理、ポイント管理・交換、コールセンター、プロモーションなど） |

**４　取組み内容の点検等**

受託者は、本事業の取組み内容（ポイント対象項目、プロモーション活動など）について、適宜、実績・効果の点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、効果的な取組みに努めること。

**５　本契約終了時の対応**

本契約終了時のデータ取扱いについては、府の指示に従うこと。

**（１）データの移行**

府が指定するフォーマットに基づき、容易に全データの取り出しを可能にすること。

（取り出し費用は受託者の負担とする）

**（２）データの消去**

府の指示により、サーバ内にあるすべてのデータを削除すること。

**第３　委託業務の必要項目**

**１　システムの構築等**

「独自システムの構築」又は「ASP･SaaS利用のアプリのカスタマイズ」を以下の要件に適合するように行うこと。

本システムでは、歩数データの収集にはスマホアプリの活用を前提としているが、参加申請者の求めに応じてスマホを所有していない者も本事業に参加できるよう、歩数計を提供するとともに、提供した歩数計の歩数データを取り込めるようシステムを構築すること。

**（１）基本要件**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）共通事項 | ■本事業を効率的・効果的に実施するために必要な機能を備えたシステム用サーバを整備すること。■WEBインターフェースにより、参加者、参加団体がサービスを利用可能であること。■年次ごとの目標参加者総数のデータ利用、保存等に対応できること。■参加者が WEB（パソコン、スマホ）等で参加申請をできるようにすること。■本システムが、国が「ワンストップ・カードプロジェクト」において計画しているマイナンバーカード活用等との将来における連携や連動の可能性も含めて開発検討を行うこと。（参考）総務省HP URLhttp://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/01gyosei02\_02000132.html |

**（２）ハードウェア**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）機器の調達・設置及び納期 | ■調達機器は歩数計、リーダー及びパソコンとする。■初年度の納期はテスト実施の開始日までとし、2年度目以降の納期は別途指示する。■機器ごとの納入場所は別途指示する。 |
| （イ）歩数計要件 | ■歩数計（リーダーで読み取り可能なもの）を提供すること。■歩数計の提供価格を企画提案書に記載し、契約期間中、提供価格で継続して提供すること。■歩数計内に14日分以上のデータ保存ができること。 |
| （ウ）リーダー要件 | ■歩数計との通信は、近距離無線通信技術等で通信できること。■歩数計の読み取り速度（2秒程度）が安定しており、連続使用にも十分耐えられること。■タブレット型端末の場合は、タッチパネルで操作できること。■キオスク端末の場合は、参加者が歩数計を接触させた瞬間に、日時・歩数・ポイント数が表示でき、週間・月間・年間の歩数のグラフ表示、ランキングなどポイント付与の詳細を表示できるようにすること。■リーダーの保守・点検体制が確保されていること。■リーダーは、附属品等で固定し、倒れないように設置すること。■リーダー設置・保守に関する費用は、本調達費用に含めること。 |
| （エ）管理者、システム利用者用パソコン要件 | ■管理者が本事業を実施するために必要な機能を具備した端末（回線含む）を整備すること。■各市町村において、当該市町村の参加者やポイントの管理、統計データの参照などの機能を利用するための端末（回線含む）を整備すること。 |

**（３）ソフトウェア**

**①基本的機能**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）基本事項 | ■テスト実施の開始日までに開発し利用できること。■参加者情報をCSVに出力できること。 |
| （イ）専用アプリ | ■専用アプリケーション（以下「アプリ」という。）はAndroidとiOSの両端末に対応できること。■各事業者が運営する正規のアプリストア（AndroidアプリはGoogle社の「Google Play」、iOSアプリはApple社の「App Store」など）へ掲載の申請を行い、モデル実施開始までに認可を受けること。■AndroidとiOSの両端末のアップデートに対応及び必要な措置を講ずること。■アプリは必要に応じて登載項目の追加等ができるよう、拡張性を持たせること。■以下の機能を有していること。・参加者用ポータル（マイページ）機能・レスポンシブWEBデザイン機能・歩数計機能・WEB申込み機能・資格確認機能及び本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）のアップロード機能・ID／パスワード入力によるログイン機能・特定健診情報など健康情報の入力・参照機能・ポイント情報参照機能・ポイント交換機能・アンケート機能・特定健診結果のアップロード機能・健康づくり事業への参加やけんしん受診状況のQRコード読取等機能・歩数等の健康行動による参加者の目標設定と健康セルフチェック機能　　　　■市町村等が独自に保有するPHRを、希望に応じて本システムで活用するための支援ツールを作成すること。（例）市町村等向けの共通入力フォームを提供し、市町村等から提供のあったデータを本システムに反映させる　等■ユニバーサルデザインに対応し、誰もが見やすく操作のしやすいアプリにすること。 |
| （ウ）専用WEBサイト | ■ホームページ（参加者募集、WEB申込み、申請書印刷、お知らせ、ランキング、リーダー設置マップ、各種照会等のページ）を作成すること。■レスポンシブWEBデザインに対応していること。■ユニバーサルデザインに対応し、誰もが見やすく操作のしやすいWEBサイトにすること。 |
| （エ）市町村等独自ポイント機能 | ■市町村等の独自ポイント機能を追加するため、市町村等の希望により、本システムのカスタマイズに対応すること。なお、カスタマイズに要する費用は市町村等の負担とすること。■市町村等の管理者権限は、それぞれに設置する専用端末からのみ利用可能とし、専用端末以外からは利用できない仕組みとすること。 |
| （オ）お知らせ機能 | ■管理者、システム利用者がコンテンツを作成し、参加者の属性などに応じて配信できる機能を有していること■リコール通知配信機能を有していること。 |
| （カ）PHRサービス機能 | 参加者用ポータル（マイページ）機能において以下の対応を行うこと。■特定健診等の情報の入力、参照・参加者が特定健診等の情報を入力できること。・参加者が健康管理項目（身長・体重・体温・BMI・血圧・血糖値など）を入力できること。・参加者が国保加入者かつ個人情報の取扱いに関して同意済みの場合、国保連から取得した特定健診データが反映されること。・参加者が自身のPHRを時系列やグラフ等で参照できること。■医療費通知データ、後発医薬品差額通知データの参照・参加者が国保加入者かつ個人情報の取扱いに関して同意済みの場合、国保連から取得した医療費通知データ、後発医薬品差額通知データを反映させ、グラフ等で参照できること。 |
| （キ）PHRデータの管理 | ■サーバ上に保管するPHRデータについては、一意のIDを割振り、氏名は別テーブルで保管するなど、それだけでは個人を特定できない状態にすること。 |

**②資格機能**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）資格チェック機能 | ■府民の資格チェック・参加申請者が府民であることを確認するために、システム上で本人確認書類（運転免許証など）を利用した資格確認ができること。・インターネット環境のない参加申請者のために紙媒体による申込みも想定しているが、この場合も本人確認書類（運転免許証など）を利用した資格確認を行い、確認結果等はシステム上で管理できること。・資格確認前の参加申請者が参加申請直後からシステムを利用（ポイント利用等の一部機能は利用制限する）できるよう、仮アカウントによるシステム利用も可能とすること。■国保加入者の資格チェック・参加申請者が国保加入者であることを確認するために、システム上で国保被保険者証を利用した資格確認ができること。・国保連から取得した被保険者資格データと突合すること。・インターネット環境のない参加申請者のために紙媒体による申込みも想定しているが、この場合も国保被保険者証を利用した資格確認を行い、確認結果等はシステム上で管理できること。■市町村等独自オプションサービス対象者の資格チェック・参加申請者が市町村等独自オプションサービスの対象者であることを市町村等が確認するために、システム上で本人確認書類（運転免許証など）を利用した資格確認ができること。・インターネット環境のない参加申請者のために紙媒体による申込みも想定しているが、この場合も本人確認書類（運転免許証など）を利用した資格確認は行い、確認結果等はシステム上で管理できること。 |
| （イ）本人認証機能 | ■資格確認後の本人認証は参加申請受付時のほか、定期で実施し、参加資格を持たない者が不正にシステムを利用することができない仕組みとすること。 |
| （ウ）本人確認書類データの管理 | ■資格チェックのために取得した本人確認書類データについては、資格チェック後、サーバ内には保管しないなど、セキュリティが担保された環境で保管すること。 |

**③ポイント機能**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）ポイント付与・管理等機能 | ■基本項目・ウォーキングなど個人の自主的な健康づくりを促進するため、参加者にポイントを付与する機能を有すること。・インターネット環境のない参加申請者が希望した場合は、特典を自動的に発送できる仕組みとすること。■ポイント付与・ポイントは、参加者全員を対象としたポイント（以下「府民ポイント」という。）と、参加者のうち40歳以上の国保加入者だけを対象としたポイント（以下「国保ポイント」という。）の2種類を付与できること。・さらにオプションで、市町村等独自ポイント（以下「独自ポイント」という。）を参加者に付与できること。・府民ポイントは、抽選に利用でき、当選者には電子マネー等の特典を提供すること。・国保ポイント及び独自ポイントは1ポイント＝1円相当で、電子マネー等の特典への交換、または寄附に利用できること。・ポイント対象項目に応じてポイントを自動的に付与し、ポイントを付与する条件は参加団体の権限で変更できること。・有効期限切れや参加者の資格失効などによるポイント失効機能があること。■ポイント管理・参加団体がポイント管理を行うことができるサイトがあること。・抽選結果などを確認できる抽選サイトがあること。・抽選スケジュールを管理できること。・個人別、日別、特典別、ポイント対象項目別にポイントを管理できること。・ポイント修正（加算・減算・個別・一括など）機能を備えること。・参加団体は、ポイント原資の登録、変更、削除などの管理ができること。■特典・府民ポイントを利用して抽選に参加し、当選した場合に特典を選択できるサイトがあること。・国保ポイント及び独自ポイントを利用して特典と交換するサイトがあること。・発送状況のステータスを管理でき、一括でのステータス変更ができること。・特典の当選者にメール等で通知できること。・特典及び寄附はカテゴライズし、カテゴリ検索、キーワード検索ができること。・抽選商品等の発送管理（特典発送者リスト、宛名ラベル作成など）ができること。・特典の仕入れ、払出し、在庫の状況を管理・出力できること。・特典画像の登録、変更、削除ができること。・特典の請求明細は、府民分、国保分、市町村等独自オプション分の内訳が把握可能であること。 |

**④管理機能**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）リスト作成機能 | ■参加者リスト・新規、継続、退会の内訳が把握可能な参加者リストを出力できること。・府民分、国保分、市町村等独自オプション分の内訳や、属性別の参加者リストが出力できること。・スマホ及び歩数計利用者の内訳が把握可能な参加者リストが出力できること。・インターネット利用者、未利用者の内訳が把握可能な参加者リストが出力できること。・市町村等による資格チェック結果をシステムに反映できること。■特典発送リスト・特典によっては発送作業を市町村等でも実施する場合があるため、特典発送リストが出力できること。■ポイント請求明細・独自ポイントを利用した特典の代金は受託者が市町村等に請求するため、請求明細が出力できること。■ポイント集計リスト・ポイント獲得履歴（ポイント対象項目別）の集計リストが出力できること。・ポイント利用履歴（特典、寄附別）の集計リストが出力できること。 |
| （イ）効果測定機能 | ■管理者及びシステム利用者が、PHRデータ、マイページ閲覧状況、アプリ利用状況、項目別のポイント獲得・利用状況及びアンケート結果の集計・一覧出力ができること。■システム利用者については、市町村においては、当該市町村に住所を有する参加者、医療保険者においては、当該医療保険者の被保険者資格を有する参加者の分のみを閲覧・出力対象とすること。■上記の集計・一覧の出力の際は、個人が特定できない方法で行うこと。 |
| （ウ）参加者管理機能 | ■参加者情報（住所、氏名、連絡先等本人情報、新規登録、変更、退会、ID付与、歩数計ID紐付）の管理及び登録（変更、削除、閲覧、検索、複数登録チェックなど）ができること。■参加者情報の種別（保険者別、市区町村別等）、特定の情報（参加者のポイント、未利用者）などのデータ管理・出力ができること。 |
| （エ）歩数管理 | ■歩数計に保存された歩数をリーダーから読み取り保存すること。■保存された歩数を個人ごとに管理すること。■個人別の歩数履歴情報は、本事業実施期間中保持すること。 |

**⑤その他の機能**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）国保連との連携機能 | ■参加者のうち、国保加入者に対しては特定健診受診実績等に応じたポイントを付与する必要があるため、国保連が保有している健診情報等を取得できるようシステムを構築すること。■個人情報保護の関係上、参加者からの同意があった場合にのみ個人情報の収集を可能とするため、「本人同意機能」、「本人同意によるデータリクエスト機能」、「リクエスト回答による健診情報等データ取込機能」を有すること。■国保連との健診情報等のデータ連携は、府に設置する国保総合システムを活用して国保連とデータ連携を行い、府に設置する府用パソコンを利用して受託者とデータ連携すること。なお、国保総合システムと府用パソコン間のデータのやりとりは指紋認証機能などのセキュリティが確保されたUSBを利用すること。また、国保連から府にデータ提供する業務は本調達に含まない。■連携項目は以下のとおりとする。・国保被保険者資格データ・特定健診データ・特定保健指導データ（特定保健指導の実施有無のみ）・医療費通知データ・後発医薬品差額通知データ■上記以外にデータ連携を行う上で必要な項目は契約締結後、国保連と調整し確定すること。 |
| （イ）セキュリティ 機能 | ■（４）の（ア）システム構築におけるガイドライン等及び別紙3「情報セキュリティ特記仕様書」に準拠したセキュリティ対策を講じること。■回線・管理者及びシステム利用者に配置するパソコンの回線はVPNを利用すること。■認証・管理者及びシステム利用者に対し、ID、パスワード等による認証を行うこと。■機能へのアクセス・ID等により、管理者及びシステム利用者毎に設定された権限に基づき、アクセスを制限できること。■ログ記録・管理者及びシステム利用者のアクセスログを保存し、保存期間は1年以上とすること。■不正プログラム（ウィルス）対策・ウィルスの脅威からサーバ/クライアントを保護し、ウィルスについてリアルタイム検索、スケジュールによる定期検索及び手動検索を可能とすること。■IDS／IPS、WEBアプリ保護・OSやミドルウェアの脆弱性を突くネットワーク経由の攻撃を検知、遮断すること。・クロスサイトスクリプティングやSQLインジェクションなど、WEBアプリの脆弱性を悪用する攻撃に対応すること。■Fire Wall機能・IPアドレス、ポート番号、MACアドレス等による通信制御を行うことで、意図しない通信や大量アクセスを遮断すること。■セキュリティログ監視・OSやアプリのログを収集、監視することでセキュリティに関わる重要なイベントや疑わしい振舞いを検知すること。■ファイル・レジストリ変更監視・OSやアプリのファイル・レジストリを監視して、ファイル・レジストリの改ざんや意図しない変更を検知すること。■脆弱性対策・致命的なセキュリティホールについて情報提供を行い、必要に応じ府との事前相談のもとパッチ適用作業を実施すること。■セキュリティ診断・第3者機関と受託者間で契約を結び、システムプラットフォーム基盤及びアプリに対するセキュリティ診断を毎年実施し、その結果を府に報告すること。・セキュリティ診断の結果、脆弱性があった場合は脆弱性対策を実施の上、再度セキュリティ診断を行い、最終報告書を作成し、府に提出すること。 |
| （ウ）バックアップ機能 | ■バックアップ対象・業務に関する全データとすること。■フルバックアップ・バックアップのための計画停止に許容される最小の周期で定期的に実行すること。■差分バックアップ・1日1回の周期で定期的に実行すること。 |

**（４）システム要件**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）システム構築におけるガイドライン等 | ■個人情報保護に関する法律や条例等、法制度に則り適切に管理すること。■システムの構築・運用、その他業務全般にあたって、個人情報の取扱いや、情報システムの開発等に関して、原則として、以下のガイドライン及びガイダンスに準拠すること。■システム構築におけるガイドライン等・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」・総務省「ASP・SaaS における情報セキュリティ対策ガイドライン」・総務省「ASP・SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関すガイドライン」・経済産業省「医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン」・厚生労働省「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 |
| （イ）運用管理 | ■定期的にシステムの課題を抽出し、府に報告するとともに、改善対応を行うこと。■運用時間・計画停止期間を除き、原則として24時間365日稼働すること。■障害対応・問題の切り分けと適切なエスカレーションを行うこと。緊急停止やログの取得等の初期対応を行うこと。・障害状況と対応等、障害に関する履歴の管理を行うこと。・常時障害対応が可能な体制を整えること。■冗長性・サーバ内のディスク、電源ユニット、冷却ファン等の主要部品は冗長化し、活性保守が可能であること。■連絡体制・障害時の連絡体制を確立し、迅速な対応を行うこと（休日の緊急時も含む）。■計画停止報告・計画停止は30日以上前に府に報告すること。■運用状況報告・毎月1回、府に対し、運用と保守の状況を報告すること。 |
| （ウ）監視 | ■監視保守要件・ネットワーク、サーバ、基本ソフト（OS）及びプロセスの監視を行うこと。■監視レベル・障害、限界値（危険）及び正常について監視すること。■システムリソース監視・メモリ使用率、ディスク使用率及びCPU使用率について監視すること。■実行アプリ監視・動作停止について、10分間隔で監視すること。エラーメッセージ中の文字列について、一定時間ごとに監視すること。■データベース監視・データベースの障害について監視すること。■アラーム通報・データセンターでアラームを検知した場合は、管理保守要員にメールを発信し、迅速な対応を行うこと。■監視体制・一元的に効率的な集中管理を行うこと。・サーバやネットワーク機器の稼働状況の監視、負荷状況の監視、アクセス監視、ログ監視、ウィルス検知及び改ざん検知を行うこと。・障害の早期特定を行うこと。■監視場所・監視場所はセキュリティが確保されていること。■監視状況報告・毎月1回、府に対して監視の状況を報告すること。 |
| （エ）拡張性 | ■仮想サーバを利用する場合の増設や、CPU・メモリなどのリソース増強が行えること。 |
| （オ）ファシリティ | ■基本的事項・国内法が適用される場所にあること。■設置環境・機器の増設等を考慮して十分な拡張性を持つこと。・建築基準や消防法に準拠した火災報知システムやハロゲン又は新ガス消火設備、照明や非常灯、避難経路が設置されていること。 ・床面が水平であり、かつ適切な荷重に耐えられること。■電力設備・24時間365日システムの稼働が可能な電源設備（無停電電源装置、自家発電装置など）があること。■空調設備・24時間365日システム稼働が可能な空調設備があること。・温度や湿度が安定的に保持できること。・空調機及び配水管周りに漏水検知システムが設置されていること。■災害対策・水害及び落雷の被害を受けない場所に設置されていること。・活断層及び液状化現象の発生する地域でないこと。・建物は震度6強に対して倒壊や崩壊しないこと。・データセンター内のラック等に耐震措置がなされていること。■セキュリティ・ICカード等により、建物及びサーバ室への入退室者を把握・制限していること。・本システムの設置場所については一切公表しないこと。 |
| （カ）成果品の著作権等の取扱い | ■業務の成果品（プログラム、ドキュメント、各種計画等の著作物を含む。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、契約完了の時をもって受託者から府に移転し及び帰属するものとする。ただし、成果品にこの契約の前から受託者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）の著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。■府は、受託者に了解を得ることなく、成果品を著作権法第47条の3の規定に基づき複製又は翻案することができる。この場合において、府は、公益上の目的に限り、これを第三者に利用させることができる。■府は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号の規定に該当しない場合であっても、第1項の規定による著作権の帰属を受けた著作物を必要に応じて改変することができるものとする。■受託者は、この契約により開発されたプログラムに関する著作者人格権を行使しない。ただし、府が承諾をした場合は、この限りでない。 |

**２　運営事務局**

**（１）事務局運営**

**①参加者向け業務**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）参加申込み | ■申込み方法・申込み方法は、専用WEBサイト・専用アプリでのWEB申込み及び申請書による郵送申込みとする。■参加申込み受付については以下の要件を具備すること。・ 申請書の作成・印刷・配布・受付・ WEB申込みの受付・ 申請書データ入力・ 申請書保存・廃棄・ 資格チェックによる本人確認 |
| （イ）参加認証 | 下記の認証方法に対応すること。■府民分の認証方法・参加申請者から、専用アプリによるアップロード、又は郵送による本人確認書類（運転免許証など）により、事務局にて参加認証を行い、登録を完了する（本人確認書類が不鮮明などの場合は訂正（再提出）依頼）。■国保分の認証方法・参加申請者から、専用アプリによるアップロード、又は郵送による本人確認書類（国保被保険者証）により、事務局にて、国保連が保有する資格データと突合し、参加認証を行い、登録を完了する（本人確認書類が不鮮明などの場合は訂正（再提出）依頼）。■仮登録（WEB申込み）・WEB申込みの場合、即日、利用（コンテンツ閲覧・ポイント獲得に限定）を開始するが、登録が完了しないまま一定期間経過した場合は自動的に利用を停止する。 |
| （ウ）専用WEBサイト・専用アプリ管理 | ■専用WEBサイト（ホームページ）及び専用アプリ情報の管理（更新・修正・削除など）を行うこと。・申込み方法・リーダー設置マップ（専用WEBサイトのみ）・お知らせ・参加者ランキング・参加者インタビュー・各種照会（FAQ）　など |
| （エ）特定健診結果のアップロード及び申請 | ■国保分の特定健診受診によるポイントは、原則、国保連との情報連携により付与するが、参加者が専用アプリを利用して特定健診結果を入力及びアップロード又は所定の用紙による申請を行った場合でもポイントを付与すること。■参加者からアップロード又は申請のあった特定健診結果の内容に誤りがないか確認すること。■参加者からアップロード又は申請のあった特定健診結果について、参加者用ポータル（マイページ）に反映されること。■市町村によっては、個人情報保護条例等の規定等により、国保連との情報連携ができない場合があり、当該市町村国保被保険者のアップロード又は申請数が増加することが想定されるが、その場合にも対応すること。 |
| （オ）健康情報コンテンツの配信 | ■専用WEBサイト及び専用アプリで閲覧できる健康情報コンテンツ（健康レシピ、ウオーキングレッスン、医学情報など）を作成すること。なお、健康情報コンテンツの作成にあたっては、エビデンスの収集や専門家による監修など、情報の信頼性に留意すること。 |
| （カ）メールマガジン・リコール通知の配信 | ■コンテンツを作成、配信すること。■リコール通知を配信すること。 |
| （キ）歩数計管理 | ■調達・歩数計を安定的に供給できる体制を構築し、参加者から購入希望のあった歩数計を調達すること。・調達した歩数計には個別のIDを付与し、利用する参加者が特定できるようにすること。■購入希望者対応・参加申請者から購入希望を確認し、購入者から購入代金を徴収すること。■発送・購入代金の入金を確認後、購入者へ歩数計を発送すること。なお、発送にかかる費用は本調達費用に含むものとする。■管理・歩数計の仕入れ、ID情報、発送状況、在庫状況を適切に管理すること。■問合せ対応・歩数計の使用方法等に関する参加者からの問合せに対応すること。■紛失・故障時の対応・紛失・故障時に代替品を提供する等の対応を行うこと。・参加者の責により代替品を提供する場合は、再度購入代金を徴収すること。なお、その際の発送にかかる費用は購入者負担とする。 |
| （ク）特典管理 | ■調達・参加者に提供する特典を調達し、安定的に供給できる体制を構築すること。■発送・特典の送付対象者に特典を送付すること。なお、送料は本調達費用に含むものとする。・特典は原則として申込み時の住所地への送付とするが、参加者の希望により府外への送付が必要な場合は、理由等を参加者に確認すること。■管理・特典の仕入れ、発送、在庫状況を適切に管理すること。■問合せ対応・参加者からの問合せに対応すること。 |

**②参加団体向け業務**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）ポイント加算・減算 | ■以下の要件を具備すること。・後付けポイントの受付・処理・加算処理（ポイントを獲得した時、特別な事情が発生したときなど）・減算処理（抽選を実施した時、有効期間が切れた時など）・ポイント総数の把握（歩数ポイント、後付けポイント、市町村等別ポイント総数） |
| （イ）リーダー設置等 | ■リーダーの設置・保守を行うこと。■問合せに対応すること。 |
| （ウ）未利用者の管理 | ■登録後の未利用者一覧（市町村等別）を作成すること。・歩数データが一定期間ゼロの参加者等 |
| （エ）健康づくり施策等の支援機能 | ■府・市町村等の健康づくりや医療費適正化に向けた施策等立案を支援するためのデータ及び統計資料を府の求めに応じて作成すること（紙・電子媒体）。■システムの構築段階から、府と連携してデータの集計及び分析方法等について検討を行い、本システムに反映させること。・参加者の属性（性別・年代別・職種・医療保険者別・参加時期別）、地域別、期間別等の歩数・健診情報等を想定。・データの集計及び分析を行う際には、参加者を匿名化するなど、個人情報とならないようにデータを必要最小限に加工すること。 |

**③報告・その他**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）参加者の状況分析報告書 | ■毎年度、本事業のデータ集計やアンケートなどを実施し、参加者の意識・行動変化の状況等について分析・効果検証を行い、報告書としてまとめること。■報告書の内容については、府と協議の上、決定すること。■データ等の集計・分析を行う際には、参加者を匿名化するなど、個人情報とならないようにデータを必要最小限に加工すること。 |
| （イ）納入成果物 | ■本事業における納入成果物一覧及び納入期限を（別表1）のとおりとする。なお、成果物は運営事務局がとりまとめた上で納入すること。■（別表1）以外にも必要と考えられる成果物がある場合には、提案すること。その提案による成果物の確認方法は、別途協議する。■成果物については納入期限までに提出し、府の承認を得ること。■成果物の納入形態と部数は（別表2）のとおりとする。また、性質上、納入形態が（別表2）にそぐわない場合は、別途協議する。■納品場所については、府が指定する場所とする。■納品した成果物は、必要に応じて改訂し、常に最新の状態を維持することとし、改訂した成果物は速やかに府へ提出すること。 |
| （ウ）保守・運用サポート  | ■参加者、参加団体に対する操作説明書を随時更新するとともに、変更内容の説明を行うこと。■参加団体からの端末やシステムの操作・運用、機器の障害に関する問合せに対応すること。 |
| （エ）運営体制 | ■本事業の実務ができる運営体制（事務局）を構築すること。■事務局の設置場所は大阪府内もしくは近郊とすること。■事務局要員は 9：00 から17：00（土・日曜・祝日及び 12月 31 日から1月3日を除く）の時間帯に配置し、配置時間外でも緊急対応が可能な体制を整えること。■企画内容について、説明及び迅速な対応がとれる事務局体制を確保すること。■府との迅速な連絡体制を確保すること。 |

#### （別表1・納入成果物）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **№** | **成果物名称** | **内容** | **納入期限（予定）** |
| 1 | プロジェクト計画書 | 本事業を実施するために必要となる準備作業の計画、実施体制及び委託業務全般のスケジュールをまとめたもの | 契約締結後10日以内 |
| 2 | サービス仕様書 | 本事業の具体的な提供内容、方法等を取りまとめたもの | 契約締結後10日以内 |
| 3 | アプリの製作にかかる要件定義書 | アプリの要件定義をまとめたもの | 契約締結後30日以内 |
| 4 | アプリの全体構成等を説明する資料 | アプリの概要や機能の詳細等を取りまとめたもの | 契約締結後30日以内 |
| 5 | システム仕様書 | システム構成の概要や機能の詳細等を取りまとめたもの | 契約締結後30日以内 |
| 6 | 全体テスト計画書 | 本システムの稼働テストの計画をまとめたもの | 契約締結後60日以内 |
| 7 | 各テスト計画書 | 本システムの稼働テストの計画をまとめたもの | テスト開始10日前 |
| 8 | テスト結果報告書 | 本システムの稼働テストの成績をまとめたもの | テスト終了後10日以内 |
| 9 | 操作説明書 | 参加者やシステム利用者用の操作説明や、その他本サービス利用のために必要な操作説明をまとめたもの | 研修実施時 |
| 10 | 運用報告書 | 本システムに関する1月ごとの作業報告（保守運用状況など） | 各月の末日まで |
| 11 | コールセンター業務運用状況報告書 | コールセンターに関する１月ごとの運用報告 | 各月の末日まで |
| 12 | 広報・啓発資材 | 「（４）プロモーション」のとおり | 「（４）プロモーション」のとおり |
| 13 | 参加者の状況分析報告 | 年度毎に本システム及びアプリの利用状況などをまとめたもの | 翌年度6月末まで |
| 14 | 参加対象区分別（府民・国保）参加者情報一覧 | システム利用者毎に作成 | 各月の末日まで |
| 15 | 歩数・ポイント情報等一覧 | システム利用者毎に作成 | 各月の末日まで |
| 16 | 議事録 | 本事業に関する会議、打ち合わせ内容をまとめたもの | 会議後1週間以内 |
| 17 | 進行管理表 | 本事業の進行管理をまとめたもの | 適時 |
| 18 | 改善計画書 | 本事業の課題及び改善計画をまとめたもの | 適時 |
| 19 | SLA達成状況報告書 | SLAの達成状況をまとめたもの | 適時 |
| 20 | その他府と協議して定める資料 | 別途定める | 適時 |

#### （別表2）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **種別** | **部数** | **備考** |
| 紙媒体 | 2 | ・原則としてＡ4版の用紙を使用し、種類別にチューブファイル等に収め、背表紙等にはタイトルを記載すること。 |
| 電子データ | 2 | ・CD-ROM等の電子媒体で提出すること。電子媒体の表面に収録内容のタイトルを記載すること。・Microsoft Office2016による編集が可能なこと。図面等、これに拠らないものは、府と協議の上、ファイル種別を決定すること。 |

**（２）ポイント**

ポイント対象項目や特典は、事業者からの提案により、より健康行動につながる内容を検討するとともに、魅力あるポイントプログラムを提供する。

また、システムをカスタマイズすることで、市町村等独自のポイント制度の運用を可能とすること。なお、カスタマイズに要する費用（ポイント原資及び交換費用等含む）は市町村等の負担とすること。

**①ポイントの考え方**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）共通事項 | ■事業実施者の区分（府民分、国保分、市町村分、医療保険者分）に応じて独立したポイントを付与すること。■ポイント区分毎に抽選や特典交換を行うこと。■ポイント区分毎にポイントの行き来は行わないこと。■ポイント対象項目の一つである「歩数」は、専用アプリを利用し計測するか、歩数計により計測した歩数データをリーダー等でアップロードすること。 |
| （イ）府民分 | ■参加ポイント、アンケートポイント、歩数のほか、健康行動・管理などに対してポイントを付与すること。■付与されたポイントを利用して抽選に参加でき、当選者には電子マネー、商品券などの特典を提供すること。 |
| （ウ）国保分 | ■特定健診受診、健診結果の改善などに対してポイントを付与すること。■付与されたポイントはインセンティブとして、電子マネー、商品券などの特典と交換すること。 |
| （エ）市町村等の独自オプション分 | ■市町村等の上乗せポイントや、独自で設定したポイント対象項目によりポイントを付与すること。■付与されたポイントは市町村の希望により、抽選に利用するか、電子マネー、商品券などの特典と交換すること。 |

**②ポイント交換スケジュール**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **モデル実施** | **本格実施** | **ポイント交換件数（単価）** | **送付回数** |
| （ア）府民分※1 | 2回以上を想定（抽選回数） | 年4回以上を想定（抽選回数） | 件数は、抽選により各年度参加者数の10％程度を想定（単価3,000円／人を想定） | 抽選毎 |
| （イ）国保分 | 随時 | 随時 | 件数は各年度の参加者数※2（単価3,000円／人） | 原則月1回 |

※1　抽選回数、単価、ポイント交換件数及び送付回数は想定であり、提案事項とする。

※ポイント交換件数の考え方は以下のとおり。

（府民分）

・平成31年度7,000件＝（平成30年度参加者数20,000人（モデル実施分）＋平成31年度の参加者数100,000人×1/2（6か月））×10％（想定当選率）

・平成32年度15,000件＝（平成31年度の参加者数100,000人×1/2（6か月）＋平成32年度の参加者数200,000人×1/2（6か月））×10％（想定当選率）

・平成33年度25,000件＝（平成32年度の参加者数200,000人×1/2（6か月）＋平成33年度の参加者数300,000人×1/2（6か月））×10％（想定当選率）

（国保分）

・平成31年度35,000件＝平成30年度の参加者数10,000人（モデル実施分）＋平成31年度の参加者数50,000人×1/2（6か月）

・平成32年度75,000件＝平成31年度の参加者数50,000人×1/2（6か月）＋平成32年度の参加者数100,000人×1/2（6か月）

・平成33年度100,000件＝平成32年度の参加者数100,000人×1/2（6か月）＋平成33年度の新規参加者数50,000人

**③ポイントの運用**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）ポイントの対象項目 | ■府民分ポイント対象項目・システム参加ポイント（システム参加手続きに対して付与）・アンケートポイント（アンケートの回答に対して付与）・歩数ポイント（スマホ・歩数計で計測した歩数に対して付与）・イベント等参加ポイント（健康関連イベント参加等に対して付与）・健康行動ポイント（歯みがき・運動（ウオーキング除く）・睡眠・食事・飲酒など健康行動に対して付与）・健康管理ポイント（身長・体重・体温・血圧・服薬・特定健診、がん検診の受診記録など健康管理に対して付与）・健康情報コンテンツポイント（参加者向けに配信された健康情報コンテンツ等の視聴により付与）・ともだち紹介ポイント（新規入会者の紹介等に対して付与）■国保分ポイント対象項目・特定健診受診（特定健診の受診に対して付与）・特定健診結果（特定健診の結果及び特定保健指導の実施に基づき付与） |
| （イ）ポイントの交換対象 | ■電子マネー、商品券・ギフトカードへの交換、大阪府がん対策基金への寄附を盛り込むこと。■電子マネーや商品券・ギフトカードについては、取扱い店舗数が多いなど、府民の利便性を考慮したものであること。 |

**（３）コールセンター**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）基本事項 | ■基本的事項・府民や市町村等職員からの機器・システム操作やサービスの運用面に関する問合せ対応窓口として、コールセンターを設置・運用すること（事務局業務と同じ場所の設置も可とする）。 ・電話だけでなく、メール、チャットなども活用して問合せに対応すること。・通信費は通話元の負担としてよいが、通信費が低額になるサービスを採用するなど工夫すること。■対応マニュアルを作成し、必要に応じて更新すること。 |
| （イ）運用事項 | ■コールセンター運用要員は9:00～17:00（12月 31 日から1月3日を除く）の時間帯に配置し、問合せに対応すること。■回線数は複数設定し、適切な運用要員を配置すること。■コールセンターの設置場所は大阪府内もしくは近郊とすること。■サポート時間外は、自動案内サービス等により案内を行うこと。 |
| （ウ）管理事項 | ■対応内容についての日報を作成すること。■問合せ内容と回答をデータベース化して、情報の共有化を図り、迅速な対応や要員の質の均等化を行うこと。■コールセンター管理者へのエスカレーションは、迅速かつ的確に行うこと。■専用WEBサイト（ホームページ）上でFAQ及びシステム障害の発生状況や復旧見込み等を知らせるページを表示すること。■定期的に府に対し運用状況を報告すること（障害状況は日報で管理する）。 |

**（４）プロモーション**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）基本的事項 | ■既成の行政のプロモーションイメージ（例「健康づくり＝介護予防・長生き」といったイメージ）にとらわれず、自由な発想で、若者や働く世代の関心を高め、参加者の主体的な行動変容を促すよう、事業期間を通したコミュニケーションデザインを行うこと。■府民ひとり一人のライフステージや生活の場（家庭、学校、職場、買い物、趣味、地域性など）などを踏まえて、きめ細かい、効果的なPR活動を行うこと。■参加団体や企画協力企業・施設、マスメディア、府の健康づくり施策に参画する多様な主体等と連携したプロモーション活動を展開すること。■プロモーション活動については、府の取組みとも連携しながら、モデル実施及び本格実施の開始時期などに合わせて実施計画を策定し、効果的に実施すること。 |
| （イ）紙媒体 | ■業務内容・健康づくりに関する説明や本事業の魅力を発信するチラシ、ポスター、パンフレット・リーフレットなどの企画、制作を行うこと。・ターゲットや参加目標人数などを踏まえて、必要部数や配布先・時期など、その根拠を記した配布計画を作成すること。・具体的な企画・内容がわかるよう、文章や図面、イラスト、写真等を用いてイメージ案を作成（様式自由）すること。■留意事項・各媒体のテイストについて、初稿作成前に3種類以上の案（ラフ案）を提出し、府が採用した各媒体のテイストで原稿を作成すること。 |
| （ウ）その他のプロモーション | ■その他のプロモーションについては、以下のようなものを想定しているが、必ずしもこの項目にとらわれず、（ア）基本的事項を踏まえ、事業期間を通したコミュニケーションデザインに沿って自由に提案すること。■事業愛称・キャッチフレーズ　・本事業の愛称やキャッチフレーズを募集するなどして、府民に親しまれる取組みの展開。■広報イベント・キャンペーン　・30年度にモデル実施3市町村で各1回、本格実施時に大阪市内において1回以上実施。■啓発用ノベルティ　・広報イベント・キャンペーン等において、参加した府民の健康づくりへの関心を高めるための魅力的な啓発用ノベルティ。■WEB広告、雑誌等・若者や働く世代の関心を高めるために有効と考えられるSNSや雑誌等を活用した情報発信。■動画制作　・専用WEBや府のホームページ、イベント会場等で健康づくりの魅力を発信するための、わかりやすく、短時間で印象に残るインパクトがあり、府民の関心を高めるプロモーションビデオ |
| （エ）納品形態 | ■各プロモーションの納品形態は以下のとおりとする。なお、以下に該当しない方法の場合は提案内容を踏まえて別途協議する。■紙媒体・データは以下の形式のものを保存し、CD-R又はDVD-Rにより納品すること。①PDFデータ②リーフレットを構成する写真やイラスト等のデータ（JPEG形式）。③Windows版AI形式保存データ（データをアウトライン化して保存したデータ及びアウトライン化しないで保存したデータの2種類）。■動画等・データは、パソコンやDVDプレーヤで読込み可能とし、WEB上に掲載でき、DVD-Rにより納品すること。 |
| （オ）全般にかかる留意点 | ■成果物及び成果物に使用するために作成したすべてのもの（原稿及び写真、データなど）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）は、府に帰属するとともに、本事業終了後においても府が自由に無償で使用できるものとする。■受託者は著作者人格権を行使しないものとする。■成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。■画像等の著作権及び使用料等の費用を含め、企画・制作に要する費用は、全て委託金額内に収めること。■成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は府に生じた損害を賠償しなければならない。■提案事業の実施にあたっては、事前に受託者は府と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、府と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。 |

**（５）企画協力企業・施設**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| （ア）企画協力企業・施設の募集 | ■事業者が持つ資源やノウハウ、ネットワークなどを活用して、参加団体と連携して本事業の魅力づくりに協力・協賛等してもらえる企画協力企業・施設を積極的に募集すること。■企画協力企業・施設から参加者への割引や特典などのサービス提供やリーダー設置、プロモーション活動等を連携して実施すること。■企画協力企業・施設向けのマニュアル等を作成・配布（サイズ、カラーは自由、部数は企画協力企業・施設数以上）すること。■企画協力企業・施設については、一定の地域に偏らないように府内全域を対象とすること。■企画協力施設は、本事業の主旨に賛同し、下記に該当する施設とすること。・コンビニエンスストア、薬局、大規模商業施設・商店街・飲食店（府が実施する「うちのお店も健康づくり応援団の店」・「V.O.S.メニュー提供店」との連携など）、物販店・スポーツ用品販売店やスポーツジム・公共交通機関・道の駅、宿泊施設、日帰り入浴施設・アミューズメント施設・その他本事業に適すると思われる施設・店舗 |

**３　その他**

**（１）研修**

本システムを稼働し、適切かつ円滑な運用を行うため、府職員、市町村等職員への研修を行うこと。実施に当たっては、あらかじめマニュアル等研修用教材を提供し、研修参加者が受講後、各所属の職員に対して研修が行えるよう教育すること。

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| 対象者 | 本システムを利用する府職員及び市町村等職員 |
| 研修時期 | 平成30（2018）年度…12月、平成31（2019）年度以降…毎年5月 |
| 研修実施回数 | 2回（同内容を2回実施。ただし、大阪府が必要と認める時は追加実施を行うこと） |
| 研修時間 | 3時間程度 |
| 実施方法 | 集合研修 |
| 研修内容 | 専任講師が、以下について説明を行うこと。・本システムの各機能・参加者の利用方法・操作方法・トラブル時の対応・システム利用者用パソコンの操作方法　　等 |
| 研修場所　 | 受託者が確保する場所 |
| 研修体制及び環境 | 研修に必要なマニュアル、資料等をあらかじめ用意すること。 |

**（２）テスト実施要件**

受託者は本システムの構築過程において適切なテストを実施し、計画、結果について府へ報告すること。

1. テスト計画

受託者は詳細設計終了までの全体テスト計画書を作成すること。また、単体テストや結合テストなどのテスト開始10日前までにテスト計画書を提出し、テスト方針、手順、環境、開始・終了条件等について府に説明すること。

1. テスト環境

本システムのテストに必要なハードウェア及び作業場所については、受託者の負担と責任において準備すること。また、総合テスト、本番運用リハーサルについては、本番環境と同等の環境を用いて実施すること。

③　単体テスト

開発したモジュール単位でプログラムが正常に動作することを確認すること。

④　結合テスト

（ア）システム構築、カスタマイズの結果、パッケージ標準部分が要件どおりに動作す

ること。

（イ）開発した機能及びサブシステムが連携対象のシステムと正常に連動して動作すること等のテストも行うこと。

⑤　総合テスト

テストを実施する前に、テスト実施に必要な前提条件や使用するデータ、テスト結果を検証する際に必要な想定されるテスト結果等を明記したテスト実施手順書を作成すること。

⑥　本番運用リハーサル

リハーサルの実施方法については別途協議する。原則、受託者側の人員をもって実施すること。

**（３）本事業のモデル実施**

①　実施市町村

　　　門真市、岬町の他、政令市規模１市を想定。

②　期間

モデル事業の実施期間は、平成31（2019）年1月から平成31（2019）年5月末までとすること。

③　検証

モデル実施終了後、平成31（2019）年7月31日までに検証期間を設けること。検

証により効果的・効率的に実施するため必要となる修正について、提案し対応すること。

④　ポイント

モデル実施終了後から本格実施までの期間（平成31（2019）年6月1日から平成31（2019）年9月30日）もポイント付与の対象とし、この間に獲得できたポイントについては本格実施後に上乗せすること。

**（４）その他の条件**

①　成果物の権利

成果物に係る権利は府に帰属するものとし、各業務終了の都度、データ等で府に納品すること。

②　スケジュールの作成

契約締結後、委託業務のスケジュールについて明確かつ詳細に作成すること。

③　個人情報の管理

業務に関して知り得た個人情報については、適正に取扱い、他に漏らしてはならないこと。

④　再委託の禁止

委託業務の再委託は原則として禁止とするが、事前に書面により府に通知し、府の承認を得て再委託を行う場合はこの限りでない。

　⑤　SLA

・SLAの締結

本事業の実施にあたり、府と受託者は協議してSLAを締結する。

　　・SLAの見直し

SLAの項目及び基準値は、必要に応じ府と受託者が協議して見直すことができること。

・SLA達成状況の報告

受託者は、月次でモニタリングし、その結果を府へ報告すること。ただし、セキュリティや障害に関する事項については、随時報告すること。

⑥　府等との連携

本事業を円滑に実施するため、府の担当者と綿密に連携し作業を進めること。また、府や市町村、学識経験者などが参画する連絡会議を定期的に開催すること。なお、学識経験者など外部委員の謝金・旅費は受託者において負担すること。

⑦　契約の変更

契約にあたっては、企画提案等の内容について、府と委託候補者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。